

○大野城太宰府環境施設組合収入役の職務を代理する吏員を定める規則

平成15年3月11日

規則第1号

廃止 平成20年12月24日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第5項の規程により収入役の職務を代理する吏員を定めることを目的とする。

(職務を代理する吏員)

第2条 収入役に事故があるとき、又は収入役が欠けたときその職務を代理する吏員は、大野城太宰府環境施設組合事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。